

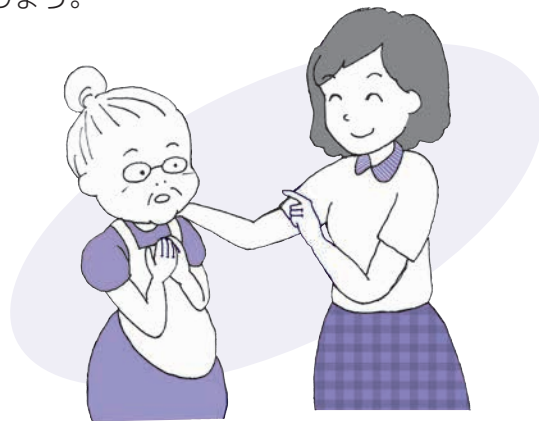
平成28年4月から総合事業が始まります

区では、来年4月から総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)を開始します。
これは、要支援認定を受けた方が利用する全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、区が取り組む総合事業に移行するとともに、一般介護予防事業を充実するものです。
これにより、高齢者の社会参加を促進し、要支援・要介護に至らない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりをめざします。

【問合せ】

- ▶ 介護保険課給付・事業者指導担当
☎5608-6149
- ▶ 高齢者福祉課地域支援係
☎5608-6178

来年4月から、介護予防はどう変わるのか、墨田区に住むおばあちゃんと孫の会話を聞いてみましょう。



すみ(祖母・80歳)
要支援1で、ひとり暮らし、週1回ヘルパー利用

サクラ(孫・30歳)
ケアマネジャーとして働いている

サクラ(孫)：おばあちゃん、久しぶり！半年前の退院からずいぶん元気になったよね。

すみ(祖母)：あら、ちょうどいいところに来たわね。介護保険の認定が来年3月末で切れるんだけど、更新って必要なの？

サ：要支援1・2の人で通所介護や訪問介護だけを利用する場合は、4からは認定を受けなくてもよくなるの。代わりに「**基本チェックリスト**」という簡単な質問票で、サービスが使えるかどうかその場でわかるのよ。どんなサービスが効果的か高齢者支援総合センターで相談できるから、安心よ。

す：要支援の人はもうサービスを使えなくなるっていう噂もあるけど…。

サ：そんなことないわ。平成28年度から総合事業が始まるから、今までのサービスに加えて、ボランティアが提供するサービスも介護保険の対象になるのよ。

す：じゃあ、シルバー人材センターに頼んでいる庭の手入れも介護保険が使えるの？

サ：庭の手入れに介護保険は使えないわ。適用になるのは日常生活に欠かせないことだけなの。

す：色々変わりすぎてついていけないよ。なんで変える必要があるの？

サ：今後、高齢者がさらに増えると、介護職員が何十万人も不足すると言われていたのよ。だから、これからは地域でも支えられるように、制度を変えましょうってことね。介護職員は、より要介護度の高い人などを担当することになるわ。高齢者が元気でいられるよう、区も介護予防のプログラムを充実させるそうよ。

す：どんなプログラムがあるの？

サ：水中ウォークのような運動プログラムや栄養改善の教室などがあって、高齢者支援総合センターでおばあちゃんにあったプランと一緒に考えてくれるわ。

す：まあ、そうなの。わたしも教室に通って、いつまでも元気で暮らさないかね！

サ：うん、応援するよ！

● 基本チェックリストとは

25項目(運動・栄養・口腔・閉じこもり・認知機能・うつ)の生活機能に関する質問票です。

総合事業とは

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業 (下記参照)

- ▶ 訪問型サービス＝自宅での家事援助など
- ▶ 通所型サービス＝通所施設での日帰りサービス

一般介護予防事業 (3面参照)

- ▶ 介護予防の普及・啓発や活動支援(講演会や運動教室)など

墨田区の総合事業の基本方針

- 1 多様なサービスを提供するための基盤整備
- 2 地域の支え合いの体制づくり
- 3 サービス提供による自立への意欲の喚起
- 4 要介護・要支援認定に至らないよう施策充実
- 5 要支援状態からの自立の促進と重度化予防の推進

介護予防・生活支援サービス事業

- 【対象】**
- 要支援1・2の認定を受けた方(平成28年4月1日以降の認定有効期間開始日から順次、「介護予防・生活支援サービス事業」へ移行)
 - すでに要介護・要支援認定を受けていて、認定更新前に「介護予防・生活支援サービス事業」の利用を希望する方
 - 基本チェックリストにより、「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者と判定された65歳以上の方
*40歳～64歳の方は、基本チェックリストによらず、要介護・要支援認定申請を行う必要があります。

訪問型サービス

1 現行の介護予防訪問介護相当のサービス

【内容】日常的な家事援助(掃除、洗濯、調理、買い物等)および身体介護(水分補給、服薬管理、入浴の見守り、食事介助等) **【利用時間】**1回60分程度 **【実施主体】**介護保険事業者

2 住民主体によるサービス

【内容】日常的な家事援助(掃除、洗濯、調理、買い物等) **【利用時間】**1回60分程度 **【実施主体】**社会福祉協議会、シルバー人材センター

3 短期集中予防サービス(平成28年7月開始)

【内容】リハビリ専門職による体力改善や生活改善のための相談指導 **【利用時間】**1回90分程度 **【実施主体】**職能団体(理学療法士・作業療法士等)

通所型サービス

1 現行の介護予防通所介護相当のサービス

【内容】日常生活上の支援、生活行為および生活機能を向上させるための通所サービス(機能訓練、生活指導、食事サービス、運動器の機能向上等) **【利用時間】**1回3時間～9時間 **【実施主体】**介護保険事業者 *事業者が自宅から事業所間の送迎を行うことを基本とする

2 短期集中予防サービス

【内容】生活機能を改善するための3か月～6か月の通所サービス(運動器の機能向上や栄養改善、口腔ケア等のプログラム) **【利用時間】**1回2時間～3時間 **【実施主体】**スポーツクラブ等 *プログラムの内容により事業者が自宅から実施会場間の送迎を行う

一般介護予防事業

【対象】65歳以上の方およびその支援のための活動に関わる方

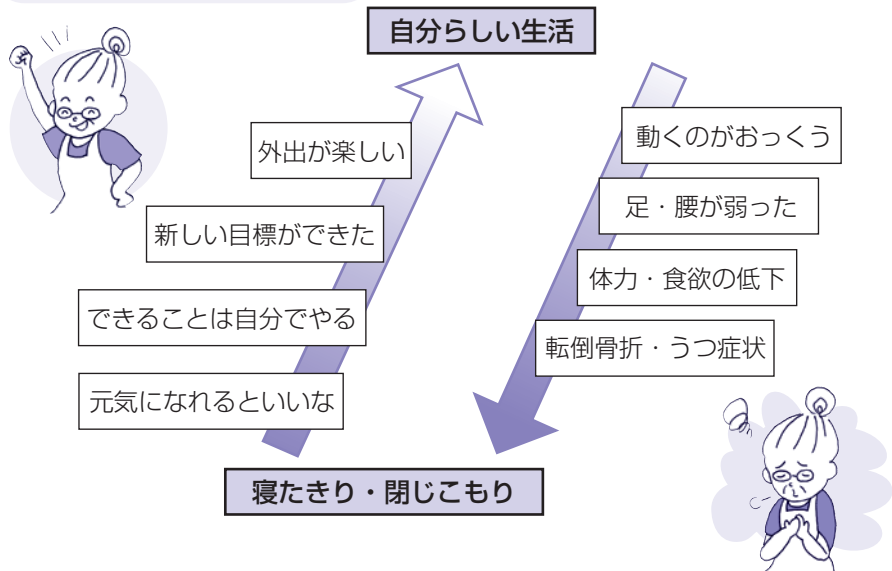
生活の中で介護予防を！

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、日常生活の中で介護予防に取り組むことが重要です。

介護予防とは、心身の衰えを予防・改善し、介護が必要にならないようにすることです。毎日の生活の中に適度な運動や栄養バランスの良い食事、お口のケア等を取り入れることで、生活機能の低下を防ぐことに加え、老化の進行を遅くすることもできます。

一般介護予防事業では、介護予防の知識を普及・啓発し、介護予防に取り組む人材やグループを支援することで「地域ぐるみの介護予防」を進めます。

健康寿命を延ばそう！



一般介護予防事業の取組

「介護予防に関する情報発信を行います」

運動や栄養、^{こうくう}口腔、認知症予防の知識の普及・啓発のために「腰痛・膝痛予防講演会」や「歩いてスッキリ運動教室」などを実施しています。総合事業への移行後は、内容をさらに充実していきます。

「地域における住民主体の活動を支援します」

介護予防活動を運営する方やグループのために、講師を派遣するなどの支援を行います。また、この活動に携わる人材の育成にも取り組みます。

「リハビリ専門職のマンパワーを活用します」

理学療法士・作業療法士等が高齢者支援総合センターとともに、地域の介護予防活動等に関わり、誰もが参加できる介護予防の取組を進めます。

高齢者支援総合センターを活用してみませんか

高齢者支援総合センター（区内8か所、4面に記載）は地域の身近な高齢者総合相談窓口です。介護予防の相談を受けたり、区内で行われている介護予防教室などを紹介したりしています。

また、自分たちのグループで介護予防の取組を始める際に直面する「どんな内容？教えてくれる人は？」といった相談にも応じ、地域で介護予防に取り組む自主グループの支援・紹介も行っています。

介護予防サポーターを御存じですか？

介護予防サポーターは、区が行う養成講座を修了し、介護予防事業や地域での自主的な介護予防グループなどで活躍する区民ボランティアで、主に体操指導のお手伝いをしています。

現在、11月2日から始まる介護予防サポーター養成講座の参加者を募集しています。詳細はお問い合わせいただくか、区のホームページをご覧ください。

【問合せ】高齢者福祉課地域支援係 ☎5608-6178

サービスの全体図と総合事業の位置づけ

総合事業へ移行した後のサービス利用の流れは、以下のとおりです。

太い実線は、新たに創設された流れを表しています。

要介護1～5の方が利用する介護給付(施設サービス・居宅サービス・地域密着型サービス)については、変更はありません。

